

P F I 事業者選定会設置要綱

(令和 7 年 4 月 1 日決裁)

改正 令和 8 年 6 月 25 日決裁

(目的及び設置)

第 1 条 本市は、P F I 事業者の選定に関する事項を検討するため、P F I 事業者選定会（以下「選定会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 選定会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) P F I 事業の実施方針（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「P F I 法」という。）第 5 条第 1 項に規定する実施方針をいう。）の策定及び特定事業（P F I 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業をいう。）の選定に関する事項
- (2) P F I 事業者の選定方法に関する事項
- (3) P F I 事業者の評価基準に関する事項
- (4) P F I 事業者の選定に係る比較審査に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 3 条 選定会は、P F I 事業ごとに選定員10人以内で組織する。

2 選定員は、知識経験を有する者及び本市の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 選定員の任期は、委嘱又は任命の日から担当する特定事業に係る契約を締結した日までとする。

(会長等)

第 4 条 選定会に、会長及び副会長各 1 人を置き、会長は選定員の互選によりこれを定め、副会長は会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、選定会を代表する。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 選定会の会議は、選定員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 選定会の会議は、これを非公開とする。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 選定員は、選定会の内容又は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

2 前条の規定により選定会の会議への出席を認められた者は、会議の内容又は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(責務)

第8条 選定員は、公正かつ公平に調査及び審議を行わなければならない。

2 選定員は、調査し、又は審議をしているPFI事業に関する入札及び提案については、直接又は間接を問わず参加してはならない。

3 選定員は、PFI事業者として選定されようとする者に対して援助を行ってはならない。

(庶務)

第9条 選定会の庶務は、総務局市長室行政経営課及びPFI事業を担当する課において処理する。

2 選定会で審議するPFI事業が、企業局又は市立病院に関するものであるときは、企業局経営企画課又は市立病院事務局を庶務に加えることができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、選定会の運営に関し必要な事項は、会長が選定会に諮って定める。

附 則

金沢市PFI事業検討委員会設置要綱（平成14年8月1日決裁）は、廃止する。

附 則（令和8年6月25日決裁）

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。